

有床・無床診療所、訪問看護ステーション

■ 令和8年3月1日時点で次のいずれかを届け出ている。

- ・ 外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）
- ・ 歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）
- ・ 入院ベースアップ評価料（医科）
- ・ 入院ベースアップ評価料（歯科）
- ・ 訪問看護ベースアップ評価料（Ⅰ）

はし

■ 下記①～③の全部もしくはいずれかを実施し、本事業の給付額は①～③の全部もしくはいずれかのために支出する。

- ① 令和7年12月から令和8年5月までのベースアップを実施し、令和8年6月1日から当該ベースアップの水準を維持又は拡大している。
- ② 賃金表等や給与規程等の変更に時間を要するため、一時金又は特別手当を3月までに支給し、令和8年4月1日から支給した対象職員のベースアップを実施するとともに、令和8年6月1日から当該ベースアップの水準を維持又は拡大している。
- ③ 令和7年度の対象職員のベースアップが令和7年3月31日時点の賃金水準と比較して2.0%を上回って実施しており、令和7年12月から令和8年5月までの間の当該2.0%を上回る部分に充てる。

※賃金改善の内容には賃金水準や基本給の引上げに伴い増加する法定福利費等の事業主負担分も含まれます。

※ 定期昇給による賃金の上昇部分、診療報酬及び他の補助金等（令和7年度高知県生産性向上事業費補助金など）を財源として行っている部分に充てることはできません。

(例:ベースアップ評価料による賃金改善は、本事業の賃金改善として認められません。)

はし

■ 以下の全てを誓約する。

- ・本事業により賃金改善を行う時点から令和8年5月までの間、賃金項目（業績等に応じて変動するものを除く。）の水準を低下させていない。
- ・一部の対象職員に本事業による賃金改善を集中させることや、同一法人内の一部的対象医療機関のみに賃金改善を集中させることなど、著しく偏った配分は行わない。
- ・労働基準法、労働災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていない。
- ・労働保険料の納付が適正に行われている。
- ・定期昇給による賃金の上昇部分、診療報酬及び他の補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第2条第1項に規定する補助金等又は地方自治法第232条の2の規定により地方公共団体が支出する補助金）を財源として行っている部分に、本給付金を充てない。
- ・給付対象職員は、支援対象施設等の開設者と労働契約を締結している者（非常勤職員を含む。）とし、給付対象事業者の管理者、給付対象事業者を開設する法人の理事長、給付対象事業者を運営する個人事業主及び薬局の管理者を除く。

はし

賃上げ支援事業の対象になります

■ 令和8年3月1日時点において、次の職員しか配置しておらず、現在の制度上、ベースアップ評価料を届け出すことができない。

- ・ 医師である院長
- ・ 歯科医師である院長
- ・ 医療に従事しない専ら事務作業（医師事務作業補助者、看護補助者等が医療を専門とする職員の補助として行う事務作業を除く）を行う職員

はし

令和8年6月1日時点で令和8年度診療報酬改定による見直し後のベースアップ評価料を届け出ることを誓約する。

はし

いいえ

いいえ

いいえ

いいえ

賃上げ支援事業の対象になりません